

**令和 7 年度戦略的 MICE 誘致促進事業
沖縄県内 MICE 関連事業者に向けた情報収集業務
一般競争入札応募要綱**

1. 件名

令和 7 年度戦略的 MICE 誘致促進事業 沖縄県内 MICE 関連事業者に向けた情報収集業務

2. 趣旨

この要綱は、沖縄県及び、一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー（以下、「OCVB」という。）において実施する。沖縄県内 MICE 関連事業者に向けた情報収集業務について、一般競争入札にて委託業者を決定するための必要な事項を定めるものとする。

3. 目的

沖縄県・OCVB では、国内外に向けて沖縄 MICE の誘致および認知度向上を図る上で、県内 MICE 関連事業者が有する各施設・サービスに関する情報をとりまとめ、発信している。本事業では、当該情報を必要とする主催者、旅行社、PCO 等に向けて、沖縄 MICE 関連の最新情報を届けるべく、県内各 MICE 関連事業者・サービス等の情報収集を行う

4. 委託内容

本一般競争入札（以下、競争入札）の委託業務内容については、別紙「委託業務仕様書」のとおりとする。

5. 委託期間

委託期間は契約締結日から令和 8 年 3 月 9 日（月）までとする。

6. 入札保険金

免除

7. 入札参加資格

本競争入札参加資格は、次の要件を全て満たす企業又は団体とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (2) 次のいずれかに該当しないこと。
 - ①破産者で復権を得ないもの。
 - ②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。
 - ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条 6 号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から 5 年を経過していない者（以下「暴力団

の構成員等」と略記)。

- (3) 暴力団の構成員等の統制の下にない企業又は団体。
- (4) 沖縄県内に本社、支社又は営業所等を有していること。
- (5) 過去に官公庁及び関係団体から受託した同様の業務内容の実績(沖縄県財務規則第100条第2項第3号)を有すること。
- (6) 本業務を運営するにあたって、必要に応じて事務局と速やかに連携を行うなど円滑に履行することができる体制が整備されていること。
- (7) 本業務を受託するにあたり、応募者以外の企業、団体又は個人への再委託は行わないこと。
- (8) 沖縄県より指名停止処置を受けていないこと。

8.スケジュール

入札に係る手続き及び日程は以下のとおりとする。

- (1) 入札参加資料の配布期限及び場所

配布期限:令和8年1月23日(金)12:00まで

配布場所:以下のサイトに記載する

OCVBコーポレートサイト(<https://www.ocvb.or.jp/>)

おきなわMICEナビ(<https://mice.okinawastory.jp/>)

- (2) 質問及び回答

質問受付:令和8年1月21日(水)12:00まで

※質問は質問書(様式2)に記載の上、E-mailでの受付とし、電話等その他の方法では受け付けない。回答は1月22日(木)までにサイトにて公開する。

- (3) 入札参加申込

提出期限:令和8年1月23日(金)12:00まで※時間厳守

提出方法:入札参加申込書(様式1)及び適格性確認書に必要事項を記載の上、原本を郵送又は持参してください。

提出先:一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー

海外・MICE事業部 MICE推進課 折原・池原

※提出期限を過ぎてからの参加申し込みは認められない。

- (4) 入札日時・場所

日時:令和8年1月27日(木)15:30開始

場所:産業支援センター310

- (5) 入札提出書類

提出書類は入札書(様式3)とする。

※入札者印は代表印(丸印・角印等)又は代理人として委任を受けた者の印のみ有効とする。

9.入札方法

- (1) 入札参加者はOCVBが指定する入札日に所定の入札書を入札箱に投函しなければならない。
- (2) 入札開始時間までに受付又は入室しない場合は、参加する意思がないものとみなす。

- (3) 再入札を想定し、入札書は最低でも4枚（予備含む）準備し持参すること。
- (4) 入札金額は算用数字を用いて正確に、そして丁寧に記入すること。
- (5) 二重書きの数字、訂正した数字、その他の判読の紛らわしい数字は無効とする。また、鉛筆による記載は不明慮となる恐れがあるため、同様に無効とする。
- (6) 金額の頭には¥マークを記入すること。
- (7) 記名、押印は対象の箇所に正確に行うこと。
- (8) 代理の者が入札する場合は、必ず委任状（様式4）を提出すること。
- (9) 代理人は、委任状（代表者印押印）と代理人本人の印鑑を持参すること。
- (10) 代理人は、委任状の原本を入札開始時間までにOCVBが指定する入札会場に持参しなければならない。
- (11) 入札への参加を辞退する場合は、入札辞退届（様式5）に記入の上、入札執行前に担当者に直接持参するか又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る）すること。
- (12) 入札を無断で辞退するがないように十分留意すること。

10. 入札書記載金額について

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に100分の10相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

11. 落札者の決定について

- (1) 有効な入札書を提出したものであって、沖縄県財務規則の規定に準じて作成された予定価格の制限範囲内、且つ最低制限価格以上の最低落札価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 最低価格により受注者となった場合でも、当該契約の内容に適合した履行がされないと認められるとき、またはその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあると認められるとき、著しく不適当であると認められるときは、当該受注者の次に低い価格をもって入札をしたものを受け取ることがある。
- (3) 最低価格で同価格の入札者が2人以上ある場合は、直ちに当該入札者にくじを引かせて決定するものとする。
- (4) 開札をした場合において、競争加入者のうち予定価格の制限に達した入札が無いときは、3回を限度とし、直ちに再度の入札を行う。但し、募集要項11.(1)に基づき、最低制限価格を下回る入札者においては、再入札の権利を得ないものとする。3回目の入札後、予定価格の制限に達した入札がない場合は、地方自治法施行令167条の2第1項第8号に基づき、入札金額予定価格に最も近い競争加入者と協議の上、随意契約を結ぶものとする。
- (5) 入札をしたものは、入札後、本要綱及び仕様書等についての不知または不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

12. 入札が無効となる場合

以下の（1）～（5）のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 参加資格が無いものが行った入札。
- (2) 同一業者が行った2以上の入札。
- (3) 入札書の記載事項に誤記載又は記入漏れがあるもの。
- (4) 提出書類に所定に押印が無いもの。
- (5) 虚偽の申告が発覚した場合。

(問い合わせ先)

一般社団法人 沖縄観光コンベンションビューロー 海外・MICE事業部 MICE推進課

担当：折原、池原

TEL：080-859-6130 FAX：098-859-6221 E-mail: mice@ocvb.or.jp